

## 港長勧告等一覧

注意喚起	台風等	気象庁から次のいずれかの情報が発表された場合に、 <u>余裕を持って荒天準備ができる時期</u> に発出する。 ・ 台風情報において、宮古地区が台風の強風域に入るおそれがあることを示す情報 ・ 宮古地区を対象とした「暴風と〇〇に関する情報」や「暴風雪に関する情報」のように「暴風」を含む気象情報
	津波	地震に伴い、気象庁から宮古地区を対象を含む海面変動に関する情報が発表された場合
勧告 (警戒体制)	台風等	気象庁から宮古地区を対象とした、次のいずれかの情報を発表した場合に発出する。 ・ 台風の強風域に入ることが予想される情報 ・ 予報風速海上20m/s以上を示す情報 ・ 暴風(雪)警報又は波浪警報発表の可能性を示す情報
	津波	宮古港に津波注意報が発表された場合
勧告 (避難体制)	台風等	気象庁から宮古地区を対象として、次のいずれかの情報が言及された場合に発出する。 ア 台風情報において、概ね24時間以内に台風の暴風域に入る可能性があることを示す情報 イ 警報注意報において、「暴風(雪)警報」を発表する可能性があることを示す情報で、その予想風向が北東寄り等の場合 ウ 警報注意報において、「暴風(雪)警報」及び「波浪警報」を発表する可能性があることを示す情報 エ 上記イ及びウの基準に該当しないが、概ね24時間以内に港内の静穏度が著しく悪化するおそれがあることを示す情報
	津波	宮古港に津波警報又は大津波警報が発表された場合
解除	台風等	宮古地区が、台風の強風圏を脱し又は警報等が解除され港内が平穏となった時期に発出する。
	津波	津波警報等が解除され、港内が平穏となった時期に発出する。